

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和6年5月20日（月） 午前8時55分から午前9時28分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について 日程第 5 決定第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について 日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願 日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 3. 農地法第5条関係取消願 6. 農業委員会事務局職員 （ 5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植 松 佑太 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時55分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和6年5月定例農業委員会を始めさせて いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長 さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。

会長	《会長あいさつ》												
会長	それでは、本日の出席者数は（１５名中１５名）で、定足数に達しておりますので、只今より５月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 ７ 番 加藤 丈晴 委員 議席番号 ９ 番 鈴木 裕美 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table border="0"> <tr> <td>議案第３号</td><td>農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ７件</td></tr> <tr> <td>議案第４号</td><td>農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ １件</td></tr> <tr> <td>議案第５号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・ ８件</td></tr> <tr> <td>決定第２号</td><td>旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ ２４件</td></tr> <tr> <td>専 決 報 告</td><td> 1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・ ７件 2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・ １件 3. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・ ７件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件 </td></tr> <tr> <td>報 告</td><td> 1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・ １９件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件 3. 農地法第５条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・ １件 </td></tr> </table>	議案第３号	農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ７件	議案第４号	農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ １件	議案第５号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・ ８件	決定第２号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ ２４件	専 決 報 告	1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・ ７件 2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・ １件 3. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・ ７件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件	報 告	1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・ １９件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件 3. 農地法第５条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・ １件
議案第３号	農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ７件												
議案第４号	農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ １件												
議案第５号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・ ８件												
決定第２号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ ２４件												
専 決 報 告	1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・ ７件 2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・ １件 3. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・ ７件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件												
報 告	1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・ １９件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件 3. 農地法第５条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・ １件												
会長	それでは、議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請８件について審議をお願いします。まず、議案番号１番の審議をおこないます。議案番号１番については、総会規則第１７条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》												
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。												

事務局	《事務局説明》（１番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明） 以上、１件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 １番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請 １番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	続きまして、議案番号３番について審議をお願いします。議案番号３番については、総会規則第１７条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（３番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明） 以上、１件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 ３番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請 ３番について賛成の方は挙手をお願いします。

会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	続きまして、議案番号4番について審議をお願いします。議案番号4番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号4番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請4番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。
事務局	それでは、関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	それでは、議案番号2番、5番から7番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(2番、5番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許

	可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 3 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による 2 番、5 番から 7 番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件について審議をお願いします。総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和 62 年 4 月 18 日に愛西市町方町松川 10 番地に本店を創業して今日まで主に電子機器部品の製造業を営んでおります。創業から年々経営状況は好転していき、平成 3 年には愛西市町方町大山田 1 番地 25 に事務所・作業所を建築し事業経営してきました。現在、自動車産業が好況なため、自動車の電子機器部品等の検査業務を多く請け負っていますので、全従業員数が 30 人(うちパート従業員 28 人)という状況です。パート従業員は交代制なので、本店及び事務所・作業所に常時勤務している人数は 20 人ほどです。自家用車で通勤している従業員は 15 人いますので、15 台分の駐車場が必要です。本店に空きスペースはなく、事務所・作業所の敷地には 1 台分の駐車場とトラックの駐車場があります。町方町大山田 1 番地 5 の土地に弊社の物置があり、その敷地に 2 台分の駐車場がありますので、残り 12 台分の駐車場が必要だと考えました。現在は、事務所・作業所の敷地や物置敷地に無理やり 15 台分を駐車しているので、人の乗り降りや車の出入りに不便な状況となっていますので、12 台分の駐車場を本店及び事務所・作業所付近の市街化区域で探しましたが、適切な面積の土地がなく、周辺の市街化調整区域で探しましたところ、弊社代表取締役が所有する申請地を賃貸してもいいと提案されました。申請地は本店の隣接地(町方町松川 33 番)と事務所・作業所の隣接地(町方町大山田 1 番 4)なので利便性が高く面積も適度であり、弊社の今後の事業発展のために必要であり、最適な土地と考えました。今般の申請にて申請地を借り受け、露天駐車場を設置する計画です。

	以上、1 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 4 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	続きまして、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取について 8 件についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 8 番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明) 以上、8 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 5 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取について 8 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。

事務局	続きまして、決定第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。 《事務局説明》（1 番から 24 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）旧経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 議案番号 1 番から 24 番、全体筆数は 504 筆、面積は 489,154 m² です。 1 番から 24 番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、23 名の方々が借り受けております。 内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、いちご、蔬菜です。 愛知県知事同意は令和 6 年 5 月 7 日、愛知県農業振興基金同意は令和 6 年 5 月 7 日、公告年月日は令和 6 年 5 月 31 日、契約開始年月日は令和 6 年 6 月 1 日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。 以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より決定第 2 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきます、何かご質問はございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、決定第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
事務局	続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 （専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 7 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、7 件の届出を受理しました。 （専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1 件の届出を受理しました。

	（専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、7件の届出を受理いたしました。 （専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・取消事由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
事務局	続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 （報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から19番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明）以上、19件の合意解約を受付いたしました。 （報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明）以上、1件の届出書を受付いたしました。 （報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明）以上、1件の取消願を受理いたしました。
会長	只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 （終了 午前9時28分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年5月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号7番委員 加 藤 丈 晴

議事録署名者
議席番号9番委員 鈴 木 裕 美